

# 横手市原油高騰対策運送事業者等支援事業

市民の日常生活に必要不可欠な公共交通の運行や物資の輸送等について、原油高の影響を受けている事業者に対し燃料費相当の一部助成を行うことでその維持を図り、市民生活の安全安心の確保につなげることを目的とした事業です。

## 1 申請受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年12月28日（水）まで

## 2 支援金の交付対象

市内に営業所等を置く法人又は個人事業者で、以下の対象事業を営み、申請要件を満たすもの。

### 【対象事業】

#### ① タクシー事業

（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業）

#### ② 貨物自動車運送事業

（貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する事業）

#### ③ 自動車運転代行業

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業）

### 【申請要件】 以下ア～エの全てを満たしていること

ア 令和4年1月1日以前から対象事業を営み、必要な許可または認可を有し、申請日時点においても事業を継続しており、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。

イ 法人である場合には、県内に本社を有していること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

エ 横手市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと。

## 3 支援金の交付額

申請日時点で交付対象者が所有する事業用車両であって、車検証の使用の本拠の位置が市内の住所となっている車両（リース含む）。

	区分	支援金
①	タクシー事業者（介護タクシー含む）	30,000円/台
②	貨物自動車運送事業者	30,000円/台
	貨物自動車運送事業者（軽貨物）	20,000円/台
③	自動車運転代行業者	20,000円/台

（裏面もあります↓）

#### 4 申請に必要な書類

申請に際し、下記書類を準備してください。

##### 【すべての事業者】

- 支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 交付対象車両一覧（様式第2号）
- 交付対象車両全ての車検証の写し
- 支援金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

##### 【タクシー事業者】

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し

##### 【貨物自動車運送事業者】

- 貨物自動車運送事業の許可証又は届出証の写し
- 個人事業者の場合、令和3年確定申告書の写し

##### 【自動車運転代行業者】

- 公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
- 対象車両全ての写真（ナンバープレートと車体に掲示する認定番号が写っているもの）

#### 5 支援金交付までの流れ

補助金申請



受理・審査  
決定通知



補助金交付

支援金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付して下記申請先に郵送又は持参にて提出してください。

市で提出された書類の内容を審査し、「支援金交付決定通知書」または「支援金不交付決定通知書」を申請者に送付します。

市で請求書の内容を確認し、請求書の記載口座に交付決定通知から2～3週間後に振り込みます。

#### 6 申請・問合せ先

〒013-8601 横手市中央町8番2号（本庁舎3階）  
横手市総務企画部経営企画課政策調整係  
TEL：0182-35-2164 FAX：0182-33-6061



上記QRコードから  
ホームページへ